



平成 28 年 (ワ) 第 3 号 放送受信料請求事件

原告 日本放送協会

被告 宮内 正巖

## 回避勧告書

民事部4B係

奈良地方裁判所 御中

2016年5月20日

被告訴訟代理人

弁護士 佐藤 真理

同 白井 啓太郎

同 辰巳 創史

同 安藤 昌史

同 星 雄介

同 阪口 徳雄

1 頭書事件について、2016年5月13日の第2回口頭弁論期日において、森川さつき裁判官（以下「森川裁判官」または「貴職」という。）が、事前の予告なく、被告が、原告から最近提出された準備書面への反論等を行うとして弁論の続行を強く求めにもかかわらず、一方的に弁論の終結を告知したため、被告は森川裁判官の忌避を申し立てた。

同月16日、被告は、御庁に、森川裁判官の忌避申立書を提出して、忌避申立の理由を詳述し、疎明書類も添付した。

2 当職らは、本件忌避申立事件（御庁平成28年（モ）第46号事件）についての御庁の決定が出されるまでもなく、第2回口頭弁論期日という裁判が始まったばかりの時期に、強引に弁論の終結を告知して、裁判の公正に対する国民の信頼を著しく損ねた貴職の異例の訴訟指揮について、貴職が猛省の上、自ら担当裁判官を回避されるよう、勧告する。

第2回口頭弁論調書には、「弁論の要領等」の末尾に「裁判官 弁論終結」とあるが、「指定期日」として「追って指定」としか記載されていない。貴職も、忌避申立を受けて、動搖したのか、予定していた判決言渡期日の指定ができなかつたことが明らかである。

御庁の合議体あるいは上級審の判断を仰ぐまでもなく、自ら、本件担当を回避し、新しい担当裁判官（合議体が望ましい）に今後の審理を委ねるべきである。

3 なお、御庁の民事裁判に関しては、34年前の1982年1月11日に奈良弁護士会が異例の「裁判官不適格決議」を行い、対象のN裁判官は、同年3月16日、大阪高裁長官から厳重注意処分を受け、在勤2年で御庁から転出したケースがある。詳細は、1992年7月発刊の『奈良弁護士会史』78頁以下を参照されたい。

N裁判官の訴訟指揮は、事件の早期処理しか念頭にない「無茶苦茶」なものであつたが、争いのある事件において、わずか2回の口頭弁論のみで、当事者の同意なしに、結審するという事例はなかつたし、忌避申立に至る事例もなかつたのである。

以上